

告 示

埼玉県告示第千七百七十一号

測量計画機関である新座市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年九月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

新座市

二 作業種類

公共測量（路線測量）

三 作業地域

所沢市坂之下地区

四 作業期間

平成二十八年八月三十一日から平成二十九年一月三十一日まで